５．導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

（別添５）

７．法第51条の２の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

⑴　利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法

⑵　利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制

⑶　利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法

⑷　利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制

⑸　資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

（記載上の注意）

１．「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、⑴から⑷までの措置について、具体的に記載すること。

⑴　利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置

⑵　為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置

⑶　他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置

⑷　その他利用者資金の滞留を防止するための措置